

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2008-229221

(P2008-229221A)

(43) 公開日 平成20年10月2日(2008.10.2)

(51) Int.Cl.

A45D 40/04 (2006.01)

F1

A45D 40/04

テーマコード (参考)

A

審査請求 未請求 請求項の数 8 O L (全 14 頁)

(21) 出願番号 特願2007-76268 (P2007-76268)
 (22) 出願日 平成19年3月23日 (2007. 3. 23)

(71) 出願人 000145862
 株式会社コーセー
 東京都中央区日本橋3丁目6番2号
 (74) 代理人 100086324
 弁理士 小野 信夫
 (72) 発明者 栗原 充
 埼玉県狭山市富士見2-20-1 株式会
 社コーセー生産管理部内
 (72) 発明者 中林 治郎
 東京都北区栄町48番18号 株式会
 社コーセー研究所内
 (72) 発明者 渡辺 総一郎
 東京都北区栄町48番18号 株式会
 社コーセー研究所内

最終頁に続く

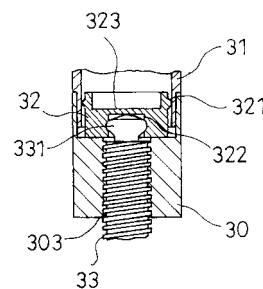
(54) 【発明の名称】 スティック状化粧品用容器

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 繰り下げ時に化粧料にダメージを与えずに使用することが出来る、使用性の高いスティック状化粧品用容器の提供。

【解決手段】 カートリッジ31におけるジョイント凸部331の頂部とジョイント凹部332が点接触することにより長ネジ33の回転は基台32に伝わらないが、カートリッジ31内部には軸方向にスプライン溝を形成しておけば、固化した化粧料がカートリッジ内で回転することをより効果的に防止することができるので好ましい。さらに、カートリッジ31の筒径を塗布開口部に向かってわずかに小さくしておけば、化粧料の側面とカートリッジ31の内壁面が密に接触し、これも化粧料のカートリッジ31内での回転防止に寄与する。

【選択図】 図4



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

スティック状化粧料を保持するとともに、繰り出された化粧料を塗布するための塗布開口部を備えた化粧料保持部と、該化粧料保持部を繰り上げおよび繰り下げ可能に収納する筒状のスリーブと、前記化粧料保持部を前記スリーブ内において繰り上げおよび繰り下げる移動機構と、前記化粧料保持部の繰り下げ動作を任意の位置で規制するための係止手段と、前記化粧料保持部内より化粧料を繰り出すための微動繰出機構と、その軸方向の回転動作が前記移動機構および前記微動繰出機構に連動可能に形成された容器胴部と、その先端が前記微動繰出機構に連結され容器胴部の繰り上げ方向回転のみを該微動繰出機構に伝えるクラッチ機構とを備えたスティック状化粧料用容器であって、前記クラッチ機構により、化粧料の繰り出し動作が、前記移動機構による前記化粧料保持部の繰り上げおよび前記微動繰出機構による化粧料の繰り出しの二段階の動作によってなされ、化粧料の繰り下げ動作が、前記移動機構による化粧料保持部の繰り下げの一段階の動作によってなされることを特徴とするスティック状化粧料用容器。

10

【請求項 2】

前記移動機構は、化粧料保持部に設けられた突起部が、スリーブに設けられたガイド溝にガイドされるとともに該スリーブに回転自在に環装された内筒の内周面に設けられた螺旋溝によって上昇もしくは下降することにより、スリーブ内を該化粧料保持部が繰り上げもしくは繰り下げられることを特徴とする請求項 1 に記載のスティック状化粧料用容器。

【請求項 3】

前記係止手段は、前記突起部を係止可能な前記ガイド溝に設けられた凸部もしくは凹部であることを特徴とする請求項 1 または請求項 2 のいずれかに記載のスティック状化粧料用容器。

20

【請求項 4】

前記係止手段は、前記突起部に形成された切り欠き部と、該切り欠き部を係止可能な前記ガイド溝に設けられた凸部であることを特徴とする請求項 1 または請求項 2 のいずれかに記載のスティック状化粧料用容器。

【請求項 5】

前記内筒は、その外周部に、容器胴部の内周面に内接するリングが形成されていることを特徴とする請求項 1 ないし請求項 4 のいずれかに記載のスティック状化粧料用容器。

30

【請求項 6】

前記クラッチ機構は、駆動軸と、駆動軸に連動して回転するように駆動軸に環装されたクラッチ板部と、クラッチ板部の上方に連続して駆動軸に環装されたラチェット筒部と、クラッチ板部の下方に連続して駆動軸に環装されるとともに容器胴部の回転に連動するように設けられたラチェット基部とを備え、かつ、ラチェット筒部、クラッチ板部、ラチェット基部はそれぞれ互いに係合可能な爪部を有するとともに、クラッチ板部とラチェット基部の互いに係合する該爪部は、繰り上げ方向回転を容器胴部に与えたときのみ係合し、クラッチ板とラチェット筒部の互いに係合する該爪部は、繰り下げ方向回転を容器胴部に与えたときのみ係合するように形成されていることを特徴とする請求項 1 ないし請求項 5 のいずれかに記載のスティック状化粧料用容器。

40

【請求項 7】

前記化粧料保持部は、化粧料を内包する筒状のカセットと、外周に突起部を有し底面にはネジ孔部を備えた内皿と、その先端に化粧料を押し出す基台が接合された長ネジとからなり、前記内皿は前記カセットの底部開口部に嵌合されるとともに、前記長ネジは基台がカセット側に位置するように前記ネジ孔部より回転自在に貫通し、さらに、長ネジの後端はクラッチ機構の駆動軸と嵌合していることを特徴とする請求項 1 ないし請求項 6 のいずれかに記載のスティック状化粧料用容器。

【請求項 8】

前記微動繰出機構は、駆動軸に連結された長ネジが駆動軸の回転に伴い回転し、該長ネジの回転に伴って前記基台が前記カセット内を上昇することでカセットより化粧料を繰り

50

出させることを特徴とする請求項 1 ないし請求項 7 のいずれかに記載のスティック状化粧品用容器。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、スティック状化粧品用容器に関し、更に詳細には、柔らかいタイプのスティック状化粧品に対してもこれを繰り出し使用することのできるスティック状化粧品用容器の構成に関するものである。

【背景技術】

【0002】

従来、口紅等のスティック状化粧品は容器に化粧料のバルクを熔融、充填、冷却固化して作る方法が一般的であり、かかる方法で製造されたスティック状化粧品は筒状の塊と成って容器内を上下動し、開口部から出沒する。したがって、固化した化粧料は容器内の壁に直接接触することとなるため、使用時に容易に折れたり切断したりすることのないよう、化粧料の形状保持のためにスティックそのものにある程度の強度が必要となる。そのため、現在はワックス分の多い多少固めのスティック状化粧品が主流となっている。

【0003】

ところで、従来のもよりワックス分の少ない、いわゆる柔らかいタイプの口紅などは付けた感触も良く、伸びも良いため、消費者の評価は高く、より柔らかい感触のスティック状化粧品が求められていた。

【0004】

しかしながら、極端に柔らかい口紅等に対し、容器として従来スティック状化粧品用の容器を使用すると、繰り出し時は良いが、繰り下げ時に化粧料が容器の壁に接触している為、スティックの切断や折れ、剥れが発生し商品化は困難であった。そのため、従来容器では、柔らかいタイプのスティック状化粧品として、微動式で繰り出し、出っ放しとなる機構を採用していた（特許文献 1、2）。

【0005】

かかる従来容器の場合、使用に際し、化粧料を少量ずつ小出しにして使用しなければならず、一度繰り出した化粧料を容器内に戻すことはできないため、化粧料を出し過ぎてしまった場合は、その分を処理する手間もあり、また、化粧料も無駄になってしまうため、必ずしも使い勝手の良いものではなかった。さらに、出し過ぎないまでも、使用後に化粧料を繰り下げて容器に収納することは、化粧料が衣類や他のものを汚さないためにも、また、衛生面からも望まれるものであった。

【0006】

【特許文献 1】特開 2006 - 158777

【特許文献 2】特開 2000 - 185780

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

そこで本発明は、従来スティック状化粧品用容器のかかる欠点を克服し、柔らかいタイプのスティック状化粧品に用いても、繰り下げ時に化粧料にダメージを与えずに使用することが出来る、使用性の高いスティック状化粧品用容器の提供をその課題とするものである。

【課題を解決するための手段】

【0008】

本発明は、上記課題を解決するものでありスティック状化粧品を保持するとともに、繰り出された化粧料を塗布するための塗布開口部を備えた化粧料保持部と、該化粧料保持部を繰り上げおよび繰り下げ可能に収納する筒状のスリーブと、前記化粧料保持部を前記スリーブ内において繰り上げおよび繰り下げる移動機構と、前記化粧料保持部の繰り下げ動作を任意の位置で規制するための係止手段と、前記化粧料保持部内より化粧料を繰り出す

10

20

30

40

50

ための微動繰出機構と、その軸方向の回転動作が前記移動機構および前記微動繰出機構に連動可能に形成された容器胴部と、その先端が前記微動繰出機構に連結され容器胴部の繰り上げ方向回転のみを該微動繰出機構に伝えるクラッチ機構とを備えたスティック状化粧品用容器であって、前記クラッチ機構により、化粧料の繰り出し動作が、前記移動機構による前記化粧品保持部の繰り上げおよび前記微動繰出機構による化粧料の繰り出しの二段階の動作によってなされ、化粧料の繰り下げ動作が、前記移動機構による化粧品保持部の繰り下げの一段階の動作によってなされることを特徴とするスティック状化粧品用容器、である。

【発明の効果】

【0009】

すなわち、本発明のスティック状化粧品用容器は、繰り出しは通常スティック状化粧品と同様の1つの動作によって、まず、化粧料がそれを保持する部材ごと繰り上げられた後に停止し、次に連続的に微動繰出機構によって化粧料が該保持部より少しずつ繰り出される。使用後、逆の動作により、化粧料は該保持部ごと初期の位置まで繰り下げられ、その後該保持部はクラッチ機構により空回転しそのままの位置で停止する、この繰り返しで化粧料は保持部内を上昇し、最後まで使い切ることができる。したがって、本発明のスティック状化粧品用容器は、柔らかいタイプのスティック状化粧品にダメージを与えることなく、化粧料の繰り出し繰り下げという、従来と同様の使用法を可能とするものである。

【発明を実施するための最良の形態】

【0010】

以下、本発明のスティック状化粧品用容器の実施態様を、図面に基づいて具体的に説明する。なお、本発明はこれら実施態様に何ら制約されるものではない。

【0011】

図1は、本発明に係るスティック状化粧品用容器の側面図である。図中、1は容器胴部、2は外筒、10はスリーブをそれぞれ示す。図1に示すように、スリーブ10の先端は外筒2より露出しており、胴部1と外筒2の内部には、スリーブ10の残りの部分と、後述するその他の機構が収納されている。

【0012】

図2は、図1の胴部1および外筒2の一部を切り欠いた図である。図中、11は内筒、20はクラッチ板部、21はラチェット筒部材、22はラチェット基部、23は軸受け部、30は内皿を、更に、101はガイド溝、102は係止凸部、111は螺旋溝、301は突起部をそれぞれ示す。図に示すように、スリーブ10の後端部よりラチェット筒部材21が嵌合され、スリーブ10には主にガイド溝101部分をカバーするように螺旋溝111を内壁に形成した内筒11が環装されている。さらに、クラッチ機構を構成する上記部材20ないし23および内筒11の後部側を収納するように胴部1が外装され、内筒11の前部側およびスリーブ10の一部を収納するように外筒2が外装されている。また、内筒11の外周部にはリング112が胴部1の内壁面に内接するよう設けられており、胴部1を軸方向に回転させたときには内筒11との間に摩擦抵抗が生じる。さらに、スリーブ10の内部には、後述する化粧品保持部と化粧料の微動繰出機構とが収納されている。

【0013】

図3は、本発明に係るスティック状化粧品用容器の化粧品保持部を構成する部材の側面図である。図中、30は内皿、31はカートリッジをそれぞれ示す。内皿30およびカートリッジ31はともに筒状に形成されており、化粧料が充填されたカートリッジ31が内皿30の上端開口部より嵌合されている。そして、内皿30の周壁には、かかる嵌合を行いやすくするため切り込み302が、また、外周面には突起部301が、更に、底面には後述する微動繰出機構の長ネジを通すためのネジ孔303が形成されている。

【0014】

図4は、カートリッジ31内に收容された化粧料を繰り出すための微動繰出機構を構成する部材の一部を切り欠いた側面図である。図中、32は基台、33は長ネジをそれぞれ

10

20

30

40

50

示す。図に示すように、基台 3 2 の底面にはジョイント凹部 3 2 2 が形成されており、ここに、長ネジ 3 3 の先端に形成されたジョイント凸部 3 3 1 が嵌合されている。ジョイント凸部 3 3 1 の頂部とジョイント凹部 3 2 2 は点接触のみで支持され、長ネジ 3 3 の回転が基台 3 2 に伝わらないようになっている。また、基台 3 2 の側面には、図に示すようなリブ 3 2 1 をカセット 3 1 の内壁に接触するように形成すれば、長ネジ 3 3 の回転に伴って基台 3 2 が回転することを防ぐため好ましい。さらに、基台 3 2 の上面には、図に示すように、化粧料を嵌合させるための凹部 3 2 3 を形成すれば、化粧料と基台 3 2 の接触がより一体となるため好ましい。

【 0 0 1 5 】

以下に本発明に係るスティック状化粧料用容器の各機構について説明する。本発明のスティック状化粧料用容器の移動機構とは、スリーブ 1 0 内において、化粧料保持部を繰り上げ又は繰り下げするための機構をいう。化粧料保持部のスリーブ 1 0 への装着および移動操作は以下のようにして行う。まず、カートリッジ 3 1 が装着された内皿 3 0 をスリーブ 1 0 の底部側開口より挿入しながら、内皿 3 0 に形成された突起部 3 0 1 をスリーブ 1 0 のガイド溝 1 0 1 に導入する。次に、スリーブ 1 0 に環装された内筒 1 1 をスリーブ 1 0 に対し軸方向に右回転（容器底部側からみて右回転とする。以下、同様とする）させると、内筒 1 1 の内壁に形成された螺旋溝 1 1 1 によって、突起部 3 0 1 がガイド溝 1 0 1 にガイドされながらガイド溝 1 0 1 内を押し上げられる。この動きに伴って、内皿 3 0 およびカートリッジ 3 1 もスリーブ 1 0 内で繰り上げ移動する（以下、本明細書では、容器の塗布開口部側を上方とし、容器底部側を下方とする）。また、内筒 1 1 をスリーブ 1 0 に対し左回転させた場合には、同じ要領で突起部 3 0 1 がガイド溝 1 0 1 内を押し下げられ、内皿 3 0 およびカートリッジ 3 1 もスリーブ 1 0 内で繰り下げ移動する。

【 0 0 1 6 】

さらに、ガイド溝 1 0 1 には、図 2 及び図 5 に示すように、化粧料保持部の繰り下げを任意の位置で規制するための係止手段が形成されている。具体的には、ガイド溝 1 0 1 の先端部 1 0 3 の近傍の任意の位置に、係止凸部 1 0 2 が形成されており、ここに、突起部 3 0 1 に形成された切り欠き 3 0 1 a が係止するので、これより下方方向に突起部 3 0 1 が移動することが制限されている。

【 0 0 1 7 】

具体的には、螺旋溝 1 1 1 によって突起部 3 0 1 がガイド溝 1 0 1 内を押し上げられるときには、内筒 1 1 の右回転によって、突起部 3 0 1 にはガイド溝 1 0 1 の右側に押し付けられる力が加わり、よって、初期の化粧料保持部の挿入時には、突起部 3 0 1 は、係止凸部 1 0 2 を乗り越えて先端方向へと上昇を続け、図 5 a に示すようにガイド溝 1 0 1 の先端部 1 0 3 で上昇は規制される。次に、内筒 1 1 に軸方向左回転を加えると、突起部 3 0 1 にはガイド溝 1 0 1 の左側に押し付けられる力が加わるので、突起部 3 0 1 が下降して凸部 1 0 2 の位置まで達したとき、図 5 b に示すように突起部 3 0 1 に形成された切り欠き 3 0 1 a が係止凸部 1 0 2 に係止し、その位置より下方への移動が制限される。なお、図 6 に示すように、係止凸部 1 0 2 に代えて突起部 3 0 1 が係止可能な係止凹部 1 0 4 を同様の位置に形成してもよい。なお、かかる係止部の位置はガイド溝 1 0 1 の任意の位置に設けることが可能だが、カートリッジ 3 1 の先端の塗布開口部より繰り出され使い切らずに露出している化粧料を、少なくとも使用後にスリーブ 1 0 内へ収納できる程度の移動距離を確保することが望ましく、例えば、ガイド溝 1 0 1 の先端部 1 0 3 より係止凸部 1 0 2 までを 3 mm ~ 1 0 mm 程度とすることが好ましい。

【 0 0 1 8 】

次に、本発明に係るスティック状化粧料用容器のクラッチ機構について説明する。ここでクラッチ機構とは、容器胴部の繰り出し方向の回転のみを後述する微動繰出機構に伝えるための機構をいう。クラッチ機構はそれぞれ互いの部材と接する部分に爪部を有するクラッチ板部材 2 0、ラチェット筒部材 2 1、ラチェット基部 2 2 と、内部に弾性部材を有する軸受け部材 2 3、およびそれらの部材に軸通する駆動軸 2 4 から構成される。

【 0 0 1 9 】

図7 aに示すように、駆動軸24の最後部には軸受け部23が胴部1内に固定されて環装され、該軸受け部23の上部には爪部231が板片状に上方に突出して形成されている。該軸受け部23の上方にはラチェット基部22が連続して環装され、該ラチェット基部22の下部には爪部221が板片状に下方に突出して形成され、さらに、該上部には爪部222がのこぎり波状に上方に突出して形成されている。爪部221と爪部231とは常に互いに係合しているため、軸受け部23が回転したとき、ラチェット基部22も連動して回転する。また、軸受け部材23内には弾性部材の圧縮バネ(図示せず)が収納されており、このバネによってラチェット基部22を駆動軸先端方向へ付勢している。

【0020】

ラチェット基部22の上方にはクラッチ板部20が連続して環装され、該クラッチ板部20の下部には爪部201が、該上部には爪部202が、それぞれのがこぎり波状に、該クラッチ板部20の下方と上方に突出して形成されている。さらに、クラッチ板部20の上方にはラチェット筒部21が連続して環装され、該ラチェット筒部21の下部には爪部211がのこぎり波状に下方に突出して形成されている。そして、爪部201と爪部222は、ラチェット基部22を右方向(繰り上げ方向)へ回転させたときのみ互いに係合するよう双方の爪部ののがこぎり波の方向が形成されており、一方、爪部202と爪部211は、クラッチ板部20を左方向(繰り下げ方向)へ回転させたときのみ互いに係合するよう双方の爪部ののがこぎり波の方向が形成されている。

【0021】

すなわち、ラチェット基部22を右方向(繰り上げ方向)へ回転させた場合、クラッチ板部20の爪部201とラチェット基部22の爪部222は互いにラチェット嵌合する一方、クラッチ板部20の爪部202とラチェット筒部21の爪部211は互いにその接触面でスリップするため、ラチェット基部22とクラッチ板部20および、クラッチ板部20に連動する駆動軸24のみ右回転することになる(図7 b網掛け部分)。逆に、ラチェット基部22を左方向(繰り下げ方向)へ回転させた場合、クラッチ板部20の爪部202とラチェット筒部21の爪部211は互いにラチェット嵌合する一方、クラッチ板部20の爪部201とラチェット基部22の爪部222は互いにその接触面でスリップするため、ラチェット基部32の回転はクラッチ板部材30に対して伝達されず、ラチェット基部32が空回転する。

【0022】

各爪部同士がスリップする場合、部材の間に一時的に空隙Xが生じるので、ラチェット基部22とクラッチ板部材20は駆動軸24の軸方向に移動してかかる空隙を吸収する(図7 b参照)。そして、軸受け部材23内のバネによりラチェット基部22とクラッチ板部材20は軸先端方向へ付勢されているので、スリップ動作終了後は、元の位置へと復帰する。

【0023】

クラッチ板部材20を除く各部材の軸孔は、駆動軸24が回転自在に軸通できる程度の形状、内径で形成されているが、クラッチ板部材20については、駆動軸24と連動して回転するような形状、内径の軸孔が形成されている。例えば、駆動軸24の断面形状が図8 aに示すような略楕円の場合、クラッチ板部材20を除く各部材の軸孔は、該楕円の長径よりも長い直径を有する円状に形成され、一方、クラッチ板部材20は、図8 bに示すように該楕円が嵌合する形状に形成すればよい。駆動軸24の断面形状は楕円に限定されず、駆動軸24の回転を伝達しうるものであれば、いずれの形状も使用できる。

【0024】

以上の機構により、本発明に係るスティック状化粧品用容器の胴部1を右へ軸回転させると、胴部1内に固定された軸受け部材23に連動してラチェット基部22が、また、ラチェット基部22に連動してクラッチ板部材20が右回転し、クラッチ板部材20の回転に伴って駆動軸24も右回転する。逆に、容器の胴部1を左へ軸回転させると、胴部1内に固定された軸受け部材23に連動してラチェット基部22が左へ軸回転するが、クラッチ板部材20はスリップして回転しないため、駆動軸24にも回転が伝達されず、軸受け

10

20

30

40

50

部材 23 およびラチェット基部 22 は空回転を続ける。

【0025】

次に、本発明に係るスティック状化粧品用容器の微動繰出機構について説明する。ここで、微動繰出機構とはカートリッジ 31 に充填されている化粧品を使用分だけ塗布開口部より繰り出すための機構をいう。図 9a と図 9b は、微動繰出機構により化粧料を繰り出す一連の動作を示す。長ネジ 33 は内皿 30 のネジ孔 303 に挿通しているとともに、後端部が駆動軸 24 に連動するよう駆動軸 24 の先端部に嵌合されている。したがって、駆動軸 24 によって伝えられる回転動作によって、長ネジ 33 を繰り上げ方向に回転させるたびに、長ネジ 33 の先端に嵌合された基台 32 は内皿 30 からカートリッジ 31 内へと上昇していく。長ネジ 33 と駆動軸 24 は互いに連動して回転を伝達するように、長ネジ 33 の内部に軸孔が形成され、駆動軸 24 の上方端側が該軸孔に挿入されている。軸孔の断面形状は駆動軸 24 の回転を伝達しうるものであればいずれの形状でもよく、例えば、楕円や図 11(a) ないし (d) のような断面形状とすることができる。長ネジ 33 と駆動軸 24 は互いに嵌合されてはいるが、長ネジ 33 は軸方向前方に移動可能であり、その動きが駆動軸 24 によって妨げられることはない。なお、長ネジ 33 のピッチは任意に形成することができるが、化粧品を使用分だけ塗布開口部より微量ずつ繰り出させるために、0.5mm ~ 1mm 程度に形成することが望ましい。

10

【0026】

以下では、本発明に係るスティック状化粧品用容器の使用時の一連の動作を説明する。まず、スリーブ 10 を保持したまま胴部 1 を右回転させると、内部の内筒 11 が連動して右回転し、内皿 30 の突起部 301 が上昇してガイド溝 101 の先端部 103 に達することにより、化粧品保持部がスリーブ 10 内の上昇限界位置まで繰り上げられる。そして、突起部 301 の上昇限界位置まで達すると内筒 11 の回転も規制され、リング 112 でスリップした胴部 1 のみ回転を続ける。

20

【0027】

さらに胴部 1 の右回転を続けることにより、クラッチ機構によって駆動軸 24 に右回転が伝えられ、駆動軸 24 の回転が長ネジ 33 へと伝達され、カートリッジ 31 より化粧料が必要な分だけ、微量ずつ繰り出される。

【0028】

使用後は、スリーブ 10 を保持したまま胴部 1 を軸方向に左回転させると、内部の内筒 11 が連動して左回転し、突起部 301 が凸部 102 に係止する地点まで化粧品保持部が繰り下がる。そして、突起部 301 の当該係止位置まで達すると内筒 11 の回転も規制され、リング 112 でスリップした胴部 1 のみ空回転する。

30

【0029】

化粧品保持部が当該係止位置まで繰り下げられた時点で既にカートリッジ 31 は、露出している化粧品も含めてスリーブ 10 内に収納されることになる。そして、さらに胴部 1 の左回転を続けても、クラッチ機構によって駆動軸 24 には回転が伝達されないため、カートリッジ 31 内の基台 32 および化粧品はそれ以上、繰り下げられることはない。

【0030】

次に、化粧料の充填について説明する。本発明に係るスティック状化粧品用容器では基本的に柔らかいタイプの化粧料に使用するため、カートリッジ 31 に直接充填したものを装着する方法が好ましい。すなわち、カートリッジ 31 の塗布開口部にキャップ 40 を装着し、その状態で、カートリッジ 31 の後部開口より加熱溶融した化粧料を充填後、冷却して固化する。あとは、このカートリッジごと基台 32 が装着済みの内皿 30 に嵌合すればよい。なお、仕上がった化粧料の露出面に傷が付きにくいように、図 10 の態様のようになり、キャップ装着面 401 をカートリッジ 31 の塗布開口部内に落とし込みとしてもよい。さらに、該装着面にあらかじめ凹凸形状を形成しておくことにより、スティック状化粧料の先端部の表面に文字・図形・記号などのデザインを形成することも可能である。また、化粧料を使い切った後に、カートリッジ 31 は新しいものと交換することが可能である。本発明では、カートリッジ 31 におけるジョイント凸部 331 の頂部とジョイント凹部

40

50

3 3 2 が点接触することにより長ネジ 3 3 の回転は基台 3 2 に伝わらないが、カートリッジ 3 1 内部には軸方向にスプライン溝を形成しておけば、固化した化粧料がカートリッジ内で回転することをより効果的に防止することができるので好ましい。さらに、カートリッジ 3 1 の筒径を塗布開口部に向かってわずかに小さくしておけば、化粧料の側面とカートリッジ 3 1 の内壁面が密に接触し、これも化粧料のカートリッジ 3 1 内での回転防止に寄与する。

【 0 0 3 1 】

本発明のスティック状化粧料用容器は、スティック状化粧料であれば何れのタイプの化粧料にも使用することができ、口紅、リップグロス、リップクリーム、スティック状ファンデーション、制汗スティック、コンシーラ、日焼け止め料、皮膚美白用スティック化粧料、目元ケア用スティック化粧料、スティックタイプ白髪隠し、スティックタイプ毛髪着色料、ネイルケア用スティック化粧料などに幅広く使用することができるが、特に、熔融充填 - 冷却固化タイプで、固化後のスティックの強度が低い、即ち柔らかいため折れやすいような上記のスティック状化粧料に使用することにより、本発明の効果をより享受することができる。

10

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 3 2 】

【 図 1 】 本発明に係るスティック状化粧料用容器の側面図。

【 図 2 】 図 1 の胴部 1 および外筒 2 の一部を切り欠いた図。

【 図 3 】 本発明に係るスティック状化粧料用容器の化粧料保持部を構成する部材の側面図。

20

【 図 4 】 本発明に係るスティック状化粧料用容器の微動繰出機構を構成する部材の一部を切り欠いた側面図。

【 図 5 a 】 本発明に係るスティック状化粧料用容器の係止手段を構成する部材の拡大図。

【 図 5 b 】 本発明に係るスティック状化粧料用容器の係止手段を構成する部材の拡大図。

【 図 6 】 本発明に係るスティック状化粧料用容器の係止手段を構成する部材の拡大図。

【 図 7 a 】 本発明に係るスティック状化粧料用容器のクラッチ機構を構成する部材の側面図。

【 図 7 b 】 本発明に係るスティック状化粧料用容器のクラッチ機構の使用時の態様を示す図。

30

【 図 8 a 】 本発明に係るスティック状化粧料用容器の駆動軸の断面図。

【 図 8 b 】 本発明に係るスティック状化粧料用容器のクラッチ板部材の断面図。

【 図 9 a 】 本発明に係るスティック状化粧料用容器の微動繰出機構により紅を繰り出す状態を示す図。

【 図 9 b 】 本発明に係るスティック状化粧料用容器の微動繰出機構により紅を繰り出す状態を示す図。

【 図 1 0 】 本発明に係るスティック状化粧料用容器のカセットに化粧料を充填用のキャップを取り付けた態様を示す図。

【 図 1 1 a 】 本発明に係るスティック状化粧料用容器の長ネジの断面図。

【 図 1 1 b 】 本発明に係るスティック状化粧料用容器の長ネジの断面図。

【 図 1 1 c 】 本発明に係るスティック状化粧料用容器の長ネジの断面図。

【 図 1 1 d 】 本発明に係るスティック状化粧料用容器の長ネジの断面図。

40

【 符号の説明 】

【 0 0 3 3 】

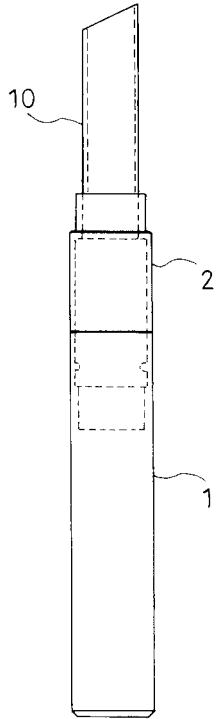
1	容器胴部
2	外筒
1 0	スリーブ
1 1	内筒
2 0	クラッチ板部
2 1	ラチェット筒部

50

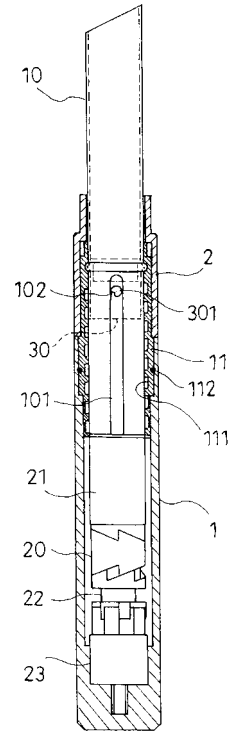
2 2	ラチェット基部	
2 3	軸受け部	
2 4	駆動軸	
3 0	内皿	
3 1	カートリッジ	
3 2	基台	
3 3	長ネジ	
4 0	キャップ	
1 0 1	ガイド溝	
1 0 2	係止凸部	10
1 0 3	先端部	
1 0 4	係止凹部	
1 1 1	螺旋溝	
1 1 2	リング	
2 0 1	爪部	
2 0 2	爪部	
2 1 1	爪部	
2 2 1	爪部	
2 2 2	爪部	
2 3 1	爪部	20
3 0 1	突起部	
3 0 1 a	切り欠き	
3 0 2	切り込み	
3 0 3	ネジ孔	
3 2 2	ジョイント凹部	
3 3 1	ジョイント凸部	
3 2 3	凹部	
4 0 1	キャップ装着面	

以 上

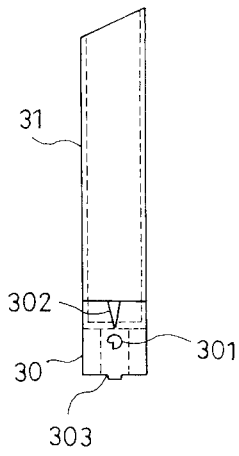
【 図 1 】



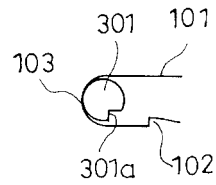
【 図 2 】



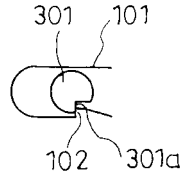
【 図 3 】



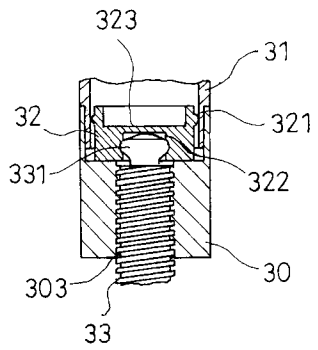
【 図 5 a 】



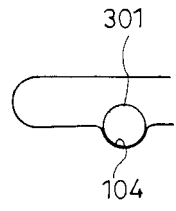
【 図 5 b 】



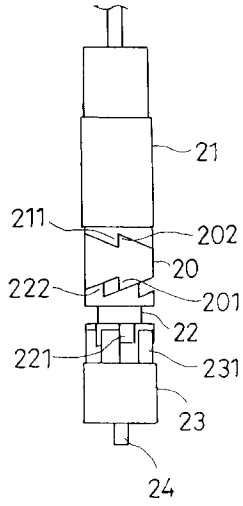
【 図 4 】



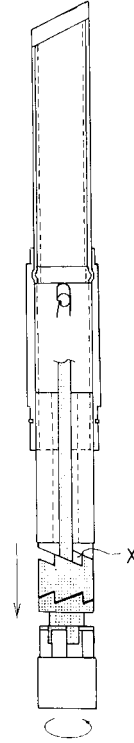
【 図 6 】



【 図 7 a 】



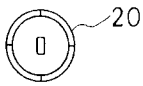
【 図 7 b 】



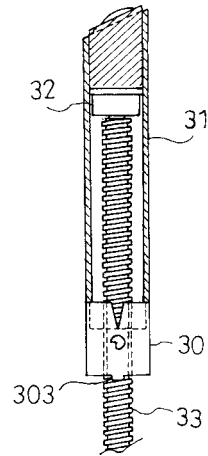
【 図 8 a 】

0

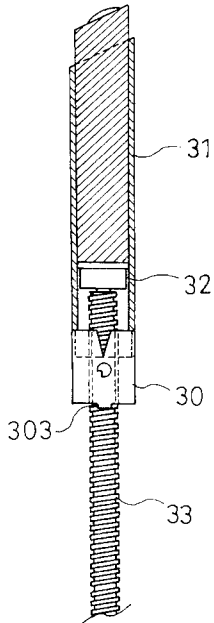
【 図 8 b 】



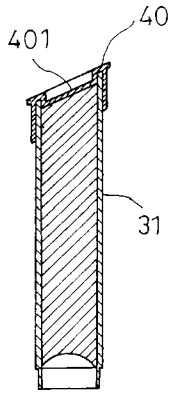
【 図 9 b 】



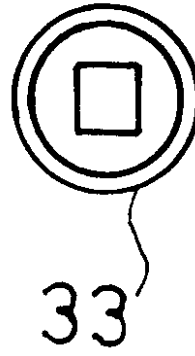
【 図 9 a 】



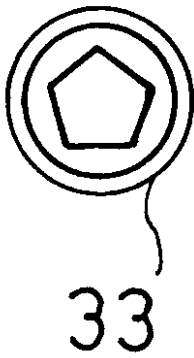
【図 1 0】



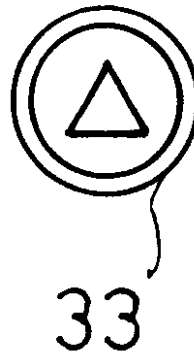
【図 1 1 a】



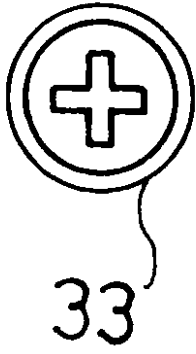
【図 1 1 b】



【図 1 1 c】



【 図 1 1 d 】



フロントページの続き

(72)発明者 成 恵美

東京都北区栄町4番18号 株式会社コーセー研究所内

(72)発明者 針金 一平

埼玉県狭山市富士見2-20-1 株式会社コーセー生産管理部内